

香美市産業振興推進委員会規則

平成 28 年 12 月 16 日

規則第 32 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、香美市産業振興条例（平成 28 年香美市条例第 24 号。以下「条例」という。）第 10 条第 2 項の規定により、香美市産業振興推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、12 人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 農林業に係る団体の代表者 3 人以内
- (2) 商工業に係る団体又は事業者の代表者 3 人以内
- (3) 観光に係る団体の代表者 2 人以内
- (4) 市民 2 人以内
- (5) 前各号に掲げる者のほか、条例第 2 条第 3 号の関係機関の中から、市長が適当と認める者 2 人以内

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは補欠委員を委嘱することとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を各 1 人置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、産業振興課において処理する。

(意見の聴取)

第 7 条 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行日以後最初に招集される会議及び任期満了後における最初に招集される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。